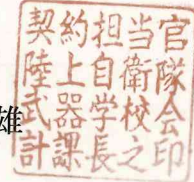


令和7年1月14日

変更公告

契約担当官
陸上自衛隊武器学校
会計課長 鳥倉 文雄



公告第85号（令和6年12月19日）件名「阿見宿舎浴室扉交換役務」の公告について、仕様書の一部変更をする。

【変更事項】

仕様書（仕様書番号17）本文 2. 6 使用資材 b) 表のうち

変更前：予定交換数量 とあるを
変更後：交換数量 に変更する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
		1 7
阿見宿舎浴室用扉交換役務	作 成	令和6年9月10日
	変 更	
	作成部隊等名	陸上自衛隊武器学校総務部厚生課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、土浦駐屯地において実施する阿見宿舎浴室用扉交換役務（以下「本役務」という）について規定する。

1.2 用語および定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による。

- 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事及び機械設備工事編）を準用する。
- 国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築工事及び機械設備工事編）を準用する。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

本役務は発注者が管理する阿見宿舎の浴室用扉を交換するものである。

2.2 役務実施場所

- 茨城県稲敷郡阿見町阿見2256-2 阿見宿舎1号棟（24部屋）
阿見宿舎3号棟（13部屋）

2.3 役務実施日等

- 平日の08:15～17:00で実施するものとする。
- 本役務には、役務期間中の土曜日、日曜日、祝日を作業不能日として見込んでいるが、相当の理由がある際は監督官と協議するものとする。
- 作業時間の終了時間は午後5時迄を見込んでいるが、相当の理由がある際は発注者と協議するものとする。

2.4 仮設等

- 材料搬入に伴う仮設等は、発注者協議するものとする。
- 発生材搬出に伴う仮設等は受注者の責任において定め、発注者の承諾を受けるものとする。
- 本役務に使用する水・電気等は、全て受注者の負担とする。

2.5 資材等の仕様

- a) 2.6 使用資材で示す。
- b) 使用資材は全て受注者が準備するものとし、JIS 規格又は同等品以上のもので新品を使用し役務現場に搬入後、発注者の検査を受け合格したものを使用する。
- c) 使用資材は本役務の特性・必要とされる強度、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、やむを得ず材料を変更する必要がある場合は発注者と協議する。

2.6 使用資材

- a) 対象浴室の扉を交換するものとする。
- b) 交換する浴室用扉は、下表による参考規格品又は同等品以上のものとする。指定の浴室用扉以外を選定する場合は発注者の承諾を得るものとする。

品名	規格等	交換数量	備考
浴室用扉 A	浴室折れ戸ユニット L/R 既存有効開口 w740×h1800 又は同等品以上	24	阿見 1 号棟
浴室用扉 B	浴室折れ戸ユニット L/R 既存有効開口 w740×h1800 又は同等品以上	13	阿見 3 号棟

- c) 施工に先立ち、事前調査・現地調査を十分に行い、現寸採寸を行い既設設備との関連事項を詳細に検討し、使用資材が確実に取り付け可能かどうか確認後施工するものとする。問題がある場合については、同等品を使用又は部材の加工を実施し施工するものとする。
- d) その他本役務に関連した影響部の補修等も含むものとする。
- e) 作業に必要な雑材料及び消耗品等は本役務に含むものとし、受注者が準備するものとする。

2.7 発生材等処理要領

- a) 撤去した発生材等は受注者の責任において各種関係法令を遵守し適切に処分するものとする。
- b) 産業廃棄物処分に当たり、必要な場合は種別毎にマニフェスト E 票の写しを 1 部提出するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

3.2 品質証明等

監督官が示す製品の品質証明書及び試験成績書は整理し提出するものとする。

4 その他の指示

4.1 役務写真

役務の施工前、施工後及び工程毎に撮影し、A4版に整理し発注者に提出するものとする。

4.2 役務工程表

役務に先立ち、工程表を作成し発注者に提出するものとする。

4.3 完了届

役務完了後、速やかに完了届を作成し発注者に提出するものとする。

4.4 秘密保全及び安全管理

4.4.1 写真

デジタルカメラを使用する場合は役務終了後保存データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合はフィルムを発注者へ提出するものとする。

4.4.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.4.3 安全管理

- a) 本役務の安全管理は遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては受注者の責任において処置し、速やかに発注者に報告するものとする。
- b) 役務実施中に、既設物等の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに発注者に報告してその処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.5 疑義

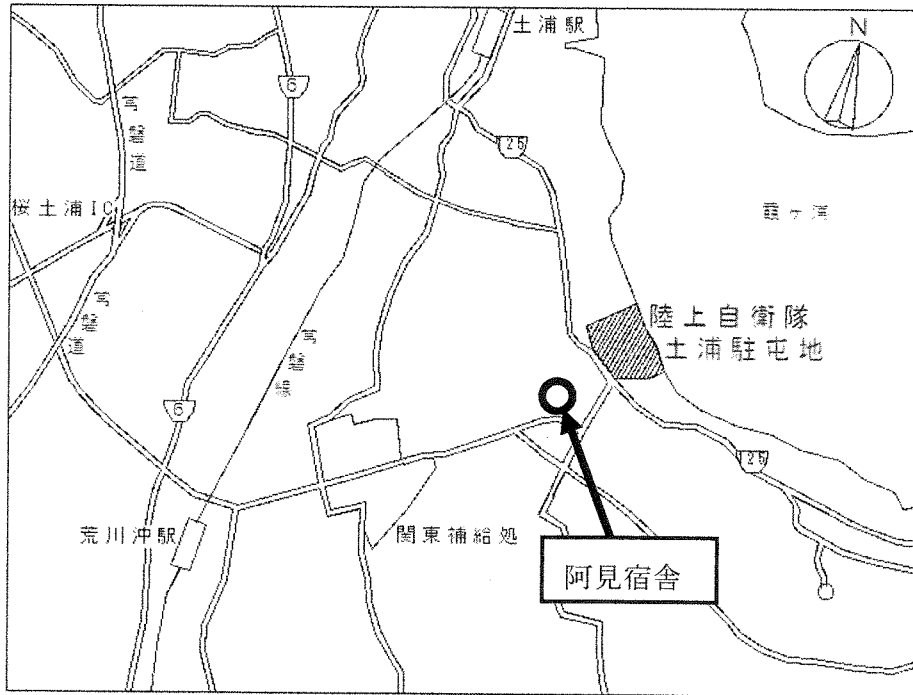
本役務に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとし請負金額及び納期については変更しない。

4.6 保証

- a) 役務実施中、既設物等に損害を与えた場合は発注者に報告するとともに、受注者の責任において原状回復させるものとする。
- b) 役務完了後、既設物件が機能不良となりその原因が受注者の責に帰すべき理由のものはその責任において原状回復させるものとする。

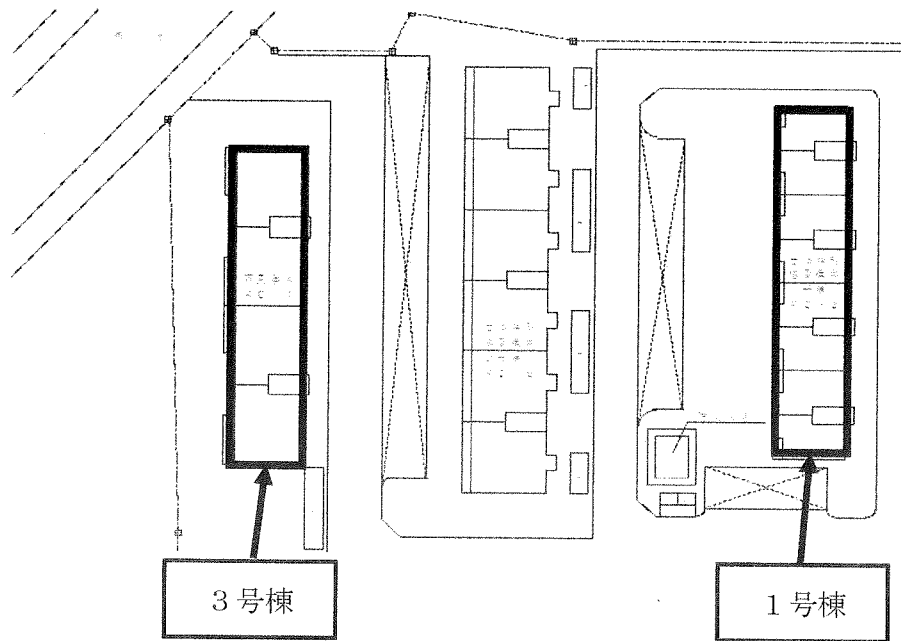
5 案内図、配置図等

5.1 案内図



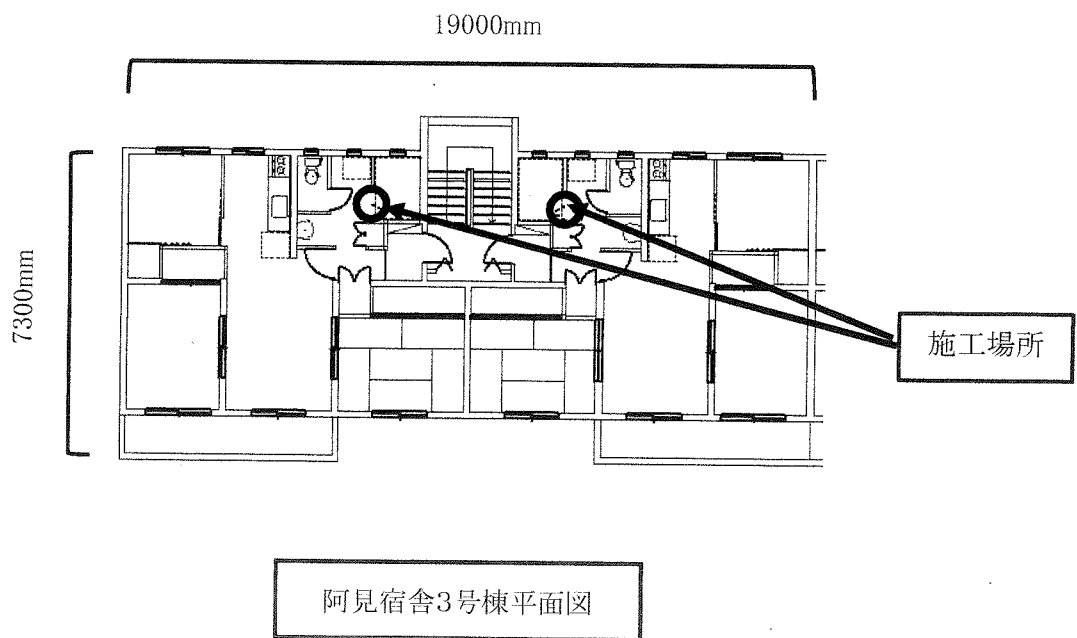
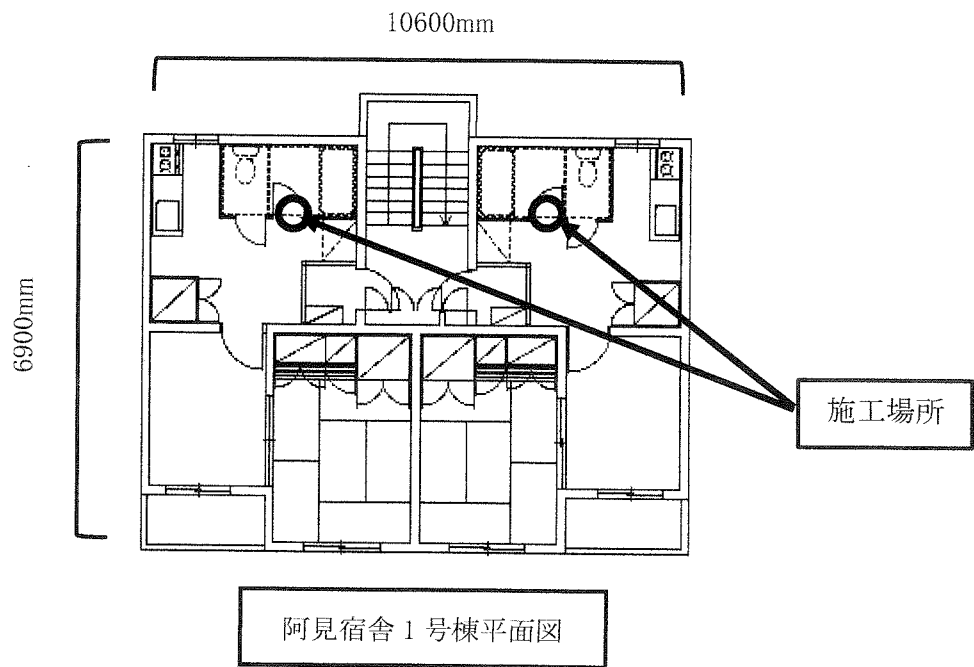
阿見宿舎案内図 S = 1 : X

5.2 配置図



阿見宿舎1・3号棟配置図 S = 1 : X

5.3 平面图



5.4 役務対象箇所

阿見宿舎1号棟

301	302	303	304	305	306	307	308
201	202	203	204	205	206	207	208
101	102	103	104	105	106	107	108

阿見宿舎3号棟

401	402	403	404
301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104



: 役務対象箇所